

栃木県

中小企業者物価高騰等対策支援金のご案内

原材料等の価格高騰や円安の影響を受け、厳しい状況にある県内中小企業者に対し、支援金を支給します。

支給対象（主な要件）

栃木県内に主たる事業所を有する中小企業者であり、次の①と②の要件をどちらも満たすこと

要件①

対象月の原材料価格、仕入価格、電気代、ガソリン代等の経費が、基準月と比べて10%以上増加



要件②

対象月の「売上高」又は「付加価値額」の合計が、基準月と比べて30%以上減少

※ 付加価値額：営業利益＋人件費＋減価償却費

対象月：2022年4～12月のうち、任意の3か月

基準月：2019年～2021年のうち、いずれかの年の対象月と同じ3か月

支給限度額 ※1事業者1回限り

中小法人等

20万円

個人事業者

10万円

支給額

= 基準月の「売上高」の合計 - 対象月の「売上高」の合計

※要件②の確認で「付加価値額」を用いた場合、「売上高」に代えて「付加価値額」を使用

申請期間

2022年11月18日(金)～2023年2月17日(金)

※ インターネット申請は、準備ができ次第ホームページ上で公表します（12月上旬予定）

郵送又はインターネットにより申請してください

申請先

※ <切り取って宛名シートとしてご利用ください> ※

〒320-0075

栃木県宇都宮市宝木本町1141

栃木県中小企業者物価高騰等
対策支援金事務局 行

お問合せ先

栃木県中小企業者物価高騰等対策支援金

コールセンター ☎ 028-666-7753

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始を除く）

栃木県 物価高騰 支援金 検索

※申請書類、申請方法等については、次に掲載していますので、ご確認ください。

<https://tochigi-bukkakoutou-shienkin.jp/>



中小企業者物価高騰等対策支援金について

※ 申請にあたっては、必ずホームページ等より『申請要領』をご確認ください

対象となる「中小企業者」とは？

- 本事業での「中小企業者」は、商工業者であって、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する会社及び個人、又は第4号に該当する中小企業団体（事業協同組合、協業組合等）をいいます。

※ 支給対象とならない事業者

例) 「社会福祉法人」、「医療法人」、「特定非営利活動法人」、「学校法人」、「農事組合法人」、「一般社団法人」、「公益社団法人」、「医師」、「(系統出荷による収入のみである)個人農業者」 など

どのような書類が必要となるか？

- 申請書や宣誓・同意書のほか、原材料価格等の経費の増加や売上高の減少が確認できる書類として、確定申告書類や売上台帳などの提出が必要となります。また、中小法人等と個人事業者では、提出いただく書類が異なりますので、ご注意ください。詳しくは、申請要領をご確認ください。

2022年に開業したが対象となるか？ 事業承継をしたが対象となるか？

- 申請にあたっては、新規開業や事業承継などに係る**特例措置**があります。詳しくは、申請要領をご確認ください。

申請書はどこで配布しているか？

- 申請書様式等は、ホームページからダウンロードできます。また、紙での申請書様式等は、県庁（県民プラザ）などのほか、お住まいの地域の市役所・町役場または商工会議所、商工会などにおいて入手可能です。お越しの際は、配布設置しているかを該当施設へ事前にご確認ください。

わからないことを確認するには？

- コールセンター ☎ 0 2 8 - 6 6 6 - 7 7 5 3（受付時間：午前9時～午後5時、土日・祝日除く）にお電話ください。また、専用ホームページで「よくある質問」を掲載するほか、インターネット申請に関して、サポートセンターによるサポートもいたします。

インターネット申請サポートセンターとは？

- インターネット申請サポートセンターでは、インターネット申請の手続きや書類のデータ化などを対面でサポートします。ご利用には、事前予約が必要となりますので、コールセンターまでお問い合わせください。
※ サポートセンターでは、申請内容の確認等は行いません



不正受給は犯罪です

